

公益信託法の見直しに関する論点の検討 (5)

目次

第1	公益信託外部の第三者機関による監督.....	2
1	公益信託の認定を行う行政庁等の権限.....	2
2	裁判所の権限.....	4
3	検査役の選任に関する権限.....	5
第2	受託者の辞任・解任，新受託者の選任.....	6
1	公益信託の受託者の辞任.....	7
2	公益信託の受託者の解任.....	10
3	公益信託の新受託者の選任.....	15
第3	公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任.....	17
1	公益信託の信託管理人の辞任.....	17
2	公益信託の信託管理人の解任.....	20
3	公益信託の新信託管理人の選任.....	25
第4	公益信託における情報公開.....	27

第1 公益信託外部の第三者機関による監督

1 公益信託の認定を行う行政庁等の権限

公益信託の認定を行う行政庁等は、公益信託事務の処理についての検査、勧告・命令、公益信託の認定取消しの各権限を有するものとするかどうか。

(補足説明)

- 1 公益信託法上、公益信託の許可を行う主務官庁は、公益信託を監督し（同法第3条）、公益信託事務の処理についての検査等の権限（同法第4条第1項）、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情が生じたときに公益信託の変更命令をする権限（同法第5条第1項）、公益信託の変更・併合・分割の許可をする権限（同法第6条）、やむを得ない事由がある場合に公益信託の受託者の辞任を許可する権限（同法第7条）、公益信託の終了に際し帰属権利者の指定に関する定めがない等の場合に類似の目的のために公益信託を継続させる権限（同法第9条）を有している。公益信託法には、旧民法第71条や公益法人認定法第29条と異なり、主務官庁による許可の取消しに関する規定はない。
- 2 他方、公益法人認定法では、公益法人の認定を行う行政庁は、公益法人に対する事業活動の状況等の報告徴求、事務所への立入検査、事業活動の状況等についての質問の各権限（同法第27条第1項）、公益認定基準に適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由があると判断した場合において必要な措置をとるべき旨の勧告・命令をする権限（同法第28条第1項、第3項）、その命令に従わないとき等における公益認定の取消しの権限（同法第29条第1項、第2項）を有している。また、公益法人の認定を行う行政庁は、公益法人が公益目的事業の種類又は内容等を変更する際の認定の権限（同法第11条第1項）、合併による地位の承継認可の権限（同法第25条）等も有するものとされている。
- 3 公益信託を民間による自律的な公益活動と位置付けてこれを促進しようとする観点からは、公益信託の信託関係人による自律的な監督・ガバナンスの仕組みを確保した上で、それを公益信託の認定を行う行政庁等の外部の第三者機関が監督するものとするのが相当であると考えられる（部会資料35の第1参照）。
このような考え方を前提にした場合には、公益信託の認定を行う行政庁等の外部の第三者機関が行う監督は、公益信託内部の信託関係人によるガバナンスを補充し、公益信託の認定基準への適合性を確保するために、公益信託の認定基準が継続して充足されているか否かという観点から行われるべきものと言える。
そして、そのような観点からすると、新たな公益信託制度においては、公益法

人制度改革により主務官庁制を廃止した際に旧民法第67条第1項「法人の業務は、主務官庁の監督に属する」(平成16年民法改正により現代語化されていた。)の規定が廃止されたことと同様に、「公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス」と包括的に規定する公益信託法第3条は廃止した上で、公益信託の認定を行う行政庁等の有する権限を個別に規定すべきであると考えられる。

公益信託の認定を行う行政庁等の有する個別の権限に関する規定としては、公益信託法第4条第1項を改正し、公益信託事務の処理について検査を行う権限、公益信託の認定基準に適合しなくなかったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由があると判断した場合に受託者に対し必要な措置をとるべき旨の勧告・命令を行う権限を付与する(公益法人認定法第27条及び第28条と同等の内容の権限を、監督対象である信託と法人の異同に留意した上で付与する。)ことが相当であると考えられる。また、上記公益信託の認定を行う行政庁等の命令に受託者が従わないとき等における公益信託の認定取消しの権限を付与する(公益法人認定法第29条と同等の内容の権限を、監督対象である信託と法人の異同に留意した上で付与する。)ことが相当であると考えられる。したがって、公益信託の認定を行う行政庁等は、公益信託事務の処理についての検査、勧告・命令、公益信託の認定取消しの各権限を有するものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

なお、公益信託の認定取消しによって、当該信託が終了するか、公益信託の認定を受けない目的信託として存続することを認めるかについては、別途検討する必要がある。

- 4 公益信託法第4条第1項の中には主務官庁が公益信託の受託者に対し財産の供託を求める命令権限が規定されている。同項は、旧信託法第69条第1項に規定されていた財産供託命令の権限が公益信託法への移行時にもそのまま主務官庁の権限として維持されたものであり、旧民法第67条第3項の規定と比較しても公益信託に特有の規定である。同項の趣旨は、公益信託事務の効果を維持・保全するために受託者に財産の担保提供義務を課したものであるとされている(旧信託法下の文献として、松本崇ほか「信託法」[特別法コンメンタール]303頁参照)が、その趣旨は現行法においても妥当することから、新たな公益信託の認定を行う行政庁等に財産供託命令の権限を付与すべきであるとの考え方があり得る。一方、主務官庁制の廃止に伴い公益信託の認定を行う行政庁等の権限は縮減すべきであるとして、当該行政庁等に財産供託命令の権限を付与する必要はないとの考え方があり得る。

この点について、どのように考えるか。

5 新たな公益信託制度において、公益信託の認定を行う行政庁等に、①公益信託の変更命令（公益信託法第5条第1項）や変更・併合・分割の許可権限（同法第6条）を付与するか否か、②公益信託の受託者の辞任の許可権限（同法第7条）を付与するか否かについては、部会資料35の第3の2の公益信託の信託管理人の権限の論点でも若干検討したところであるが、①については、公益信託を類似の目的のために継続させる権限（同法第9条）を付与するか否かを含めて、部会資料37（予定）の公益信託の終了事由の論点で改めて検討する。また、②については、本部会資料第2の1（受託者の辞任）の論点で改めて検討する。

2 裁判所の権限

裁判所は、公益信託法第8条が裁判所の権限として規定している権限を有するものとするかどうか。

（補足説明）

1 公益信託法第8条は、公益信託に関する裁判所の権限について、目的信託に関する裁判所の権限は、原則として主務官庁に属するとし、裁判所の権限を主務官庁に移行させた上で、信託法第58条第4項（受託者の解任）等の権限は主務官庁が職権で行使できるとする。また、公益信託法第5条、第6条及び第8条第1号により公益信託の変更は、裁判所の権限ではなく、主務官庁が受託者等の申立て又は職権により行うことが可能な権限として位置付けられている。このように、公益信託法は、主務官庁の権限を強化する一方、以下の①から④までの権限については目的信託に関する裁判所の権限を、公益信託に関する裁判所の権限として定めている（公益信託法第8条各号）。

①公益の確保のための信託終了命令（信託法第166条第1項）、信託終了命令の申立てがあった場合の信託財産に関する保全処分（同法第169条第1項）及び裁判所が信託終了命令を出した場合における新受託者の選任（同法第173条第1項）

②条件付債権等の評価を行う鑑定人の選任（同法第180条第1項）

③限定責任信託における帳簿等の書類の提出命令（同法第223条）

④限定責任信託における少額債権等の弁済許可（同法第230条第2項）

2 上記のように、公益信託法第8条において、公益信託における裁判所の権限と、主務官庁の権限が整理されている趣旨は、以下のとおりである。

まず、(1)信託法上、受益者その他の信託関係人の保護及び利害調整を通じて信託目的の達成を図るという観点から裁判所に付与されている権限については、公益信託の目的の達成を図るために公益信託を監督する機関である公益信託の主務

官庁の権限として主務官庁に移行させる。

一方、(2)信託法上、信託関係人以外の利害関係人（信託債権者等）の保護という観点から裁判所に付与されている権限については、本質的に司法作用に適合する事項として裁判所が判断することが適当であるから、公益信託においても、信託法の原則どおり裁判所の権限として留保する。

- 3 新たな公益信託制度においても、上記2の公益信託法第8条の趣旨は基本的に当てはまり、同条において、信託関係人以外の利害関係人（信託債権者等）の保護という観点から裁判所に付与されている権限や、訴訟手続に属するものとして裁判所に付与されている権限については、本質的に司法作用に適合する事項として裁判所の権限として留保する現在の規律の内容を維持することが相当であると考えられる。

なお、詐害信託の取消し等（信託法第11条）及び詐害信託の否認等（同法第12条）に関する裁判所の権限は、委託者の債権者の保護を目的とするものであり、信託財産と固有財産等とに属する共有物の分割（同法第19条）に関する裁判所の権限は、訴訟手続に関するものであるから、新たな公益信託においても、これらの権限は裁判所の権限とすることが適切である。

また、受益者の定めのある信託において裁判所の権限とされている受益権の価格の決定（信託法第104条第2項）や、信託監督人の選任（同法第131条第2項）など受益者又は受益権の存在を前提とする権限については、目的信託と同様に公益信託においては適用がないものと解される。

したがって、裁判所は、公益信託法第8条が裁判所の権限として規定している権限を有するものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

3 検査役の選任に関する権限

検査役の選任に関する権限については、

【甲案】公益信託の認定を行う行政庁等が有するものとする。

【乙案】裁判所が有するものとする。

(補足説明)

- 1 新たな公益信託制度において、公益信託の認定を行う行政庁等が有する権限は上記1、裁判所が有する権限は上記2のとおりとする場合においても、主務官庁による包括的な監督を廃止することに伴い、これまで信託法上は裁判所の権限とされている権限でありながら公益信託においては主務官庁の権限とされていたものを、そのまま公益信託の認定を行う行政庁等の権限とする必要はなく、主務官庁の権限とされていたものの権限の一部については、信託法上の原則に戻り裁判

所の権限とするべきであるとも考えられる。

- 2 別表1は、信託の監督に関する権限（受益者又は受益権の存在を前提とするものを除く。）のうち、新たな公益信託制度において裁判所の権限とすべきものと、裁判所の権限とすべきか公益信託の認定を行う行政庁等の権限とすべきかを検討する必要があるものについて整理した結果を記載したものであり、裁判所の権限とすべきものについては、別表1の「新たな公益信託の権限分配」における「権限を有する機関」として「裁判所」と記載している。

別表1に記載した権限のうち、信託法第46条及び第47条の規定する検査役の選任に関する権限（同表の項目2から5まで）について検討するに、公益信託法第8条は、同法第4条第1項が主務官庁に公益信託事務の処理についての検査その他必要な処分を命ずる権限を与えていることから、信託法第46条及び第47条の規定する検査役の選任に関する権限も主務官庁が有するものとしている。この趣旨は、新たな公益信託制度においても当てはまり、主務官庁制を廃止した後も公益信託の認定を行う行政庁等に公益信託事務の処理についての検査権限を付与する（前記第1の1）ことに伴い、当該検査権限に付随する性格を持つ検査役の選任に関する権限については、公益信託の認定を行う行政庁等が有するものとするのが相当であるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

他方、検査役の選任に関する権限は、直接的な公益信託事務の検査権限とは性格を異にし、信託法上は裁判所が行使する権限であると位置付けられている権限であることからすると、新たな公益信託制度で主務官庁制が廃止された場合には、信託法上の原則に則り、信託法第46条及び第47条の検査役の選任に関する権限については、裁判所が有するものとするのが相当であるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

- 3 なお、公益信託の認定を行う行政庁等の権限とすべきか裁判所の権限とすべきかを検討すべき権限（別表1で△と記載したもの）のうち、受託者の辞任・解任、新受託者の選任に関する権限については後記第2において、信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任に関する権限については後記第3において、特別の事情による信託の変更の命令及び特別の事情による信託の終了の命令については、部会資料37（予定）において検討する。

第2 受託者の辞任・解任、新受託者の選任

（注）信託財産管理者（信託法第63条以下参照）は、受託者に準ずるものとして

考えられることから、以下の受託者に関する記述は信託財産管理者にも原則として該当する。

1 公益信託の受託者の辞任

(1) 受託者が委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することを可能とするか否か。

【甲案】受託者が委託者及び信託管理人の同意を得て（外部の第三者機関の許可なく）辞任することを可能とする。

【乙案】受託者が外部の第三者機関の許可なく辞任することを可能としない。

（補足説明）

1 現行信託法及び公益信託法の規律は、別表2に記載のとおりである。

まず、受益者の定めのある信託の受託者は、委託者及び受益者の同意を得て辞任することが可能であり（信託法第57条第1項本文）、信託行為に定められた方法により辞任することも可能である（同項ただし書）。また、受益者の定めのある信託の受託者は、やむを得ない事由があるときは裁判所の許可を得て辞任することもできる（同法第57条第2項）。受益者の定めのある信託の受託者は、信託財産に属する財産の管理処分等の重大な責務を負っていることに加え、受託者の辞任後に新受託者を選任することは必ずしも容易でないことから、自由な辞任が認められず、その辞任には委託者及び受益者の同意が必要とされているものである（寺本逐条解説199頁、村松ほか概説179頁参照）。

次に、目的信託の受託者は、当該信託の委託者の同意（信託管理人が現に存する場合には委託者及び信託管理人の同意）を得て辞任することができる（信託法第261条第1項、同法第57条第1項）。信託行為に定められた方法により辞任すること及びやむを得ない事由があるときに裁判所の許可を得て辞任できることは受益者の定めのある信託と同様である。

他方、公益信託法は受託者の辞任について特則規定（同法第7条）を置いており、公益信託の受託者は、やむを得ない事由がある場合に限り、主務官庁の許可を得て辞任することが可能とされている。同条の存在により、公益信託の受託者は、委託者及び信託管理人の同意を得ても辞任できないと解されている。公益信託法第7条の趣旨は、私益信託はもともと私人の利益のために設定されたものであるから私的自治の原則を広範に認めても良いが、公益信託は公益の実現を目的とするものであり、公益信託事務が継続的・安定的に運営されるようにすることが望ましいから、公益信託の受託者の辞任については、信託関係人の自主的決定の余地を狭め、やむを得ない事由がある場合に限り、かつ、最終的に主務官庁の行政的判断を必要としたものである。

2 新たな公益信託において、公益信託内部の監督・ガバナンスを信託関係人が自主的に決定することを重視し、公益信託の認定を行う行政庁等が受託者の資格要件該当性を含めて公益信託の認定を行う意味は、公益信託事務の運営主体として適格性を欠く受託者を出現させないことにあるとするならば、新受託者の選任には公益信託の認定を行う行政庁等の関与が必須であるが、受託者の辞任や解任には公益信託の認定を行う行政庁等が関与せずとも差し支えないとも考えられる。そうすると、新たな公益信託においては、公益信託の受託者が委託者及び信託管理人の同意を得て（外部の第三者機関の許可なく）辞任することを可能とすべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。【甲案】を採る場合には、信託法上の原則（同法第57条第1項ただし書）に則り、信託行為により別段の定めを置くことを認めるかどうかを検討する必要がある。

3 他方、私益信託はもともと私人の利益のために設定されたものであるから私的自治の原則を広範に認めても良いが、公益信託は公益の実現を目的とするものであり、そのための責任を負う受託者により、公益信託事務が継続的・安定的に運営されるようにすることが望ましい。公益法人では、その理事のうちの一人が辞任しても当該法人の業務は滞らないのと異なり、公益信託では、その受託者が辞任すれば公益信託事務の運営が中断してしまう可能性があり、実際に奨学金や助成金の支給を受けていた者に対する影響は重大である。

また、受益者の定めのある信託においては、信託による利益を享受する受益者及び委託者の同意がある場合や信託行為の定めによる受託者の辞任が認められており（信託法第57条第1項）、目的信託でも委託者と信託管理人との同意がある場合や信託行為の定めによる受託者の辞任が認められている（同法第261条第1項による読替え後の同法第57条第1項）が、新たな公益信託においては目的信託よりも委託者の監督権限が狭められる可能性がある（部会資料35の第4参照）し、公益信託が不特定多数人の利益のために設定されるものであることからしても、受託者の辞任の場面においては、受益者の定めのある信託及び目的信託と公益信託とでは状況が異なると言える。

そして、旧信託法第71条及び公益信託法第7条のもとでは、公益信託の受託者の辞任はみだりにこれを認めるべきではなく、委託者及び受益者（それに代わる信託管理人）の同意があっても、また、信託行為に定めがあっても許されないと解されてきたところである。そうすると、新たな公益信託においても、公益信託の受託者が外部の第三者機関の許可なく辞任することを可能とすべきではないという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

- 4 なお、本論点は、部会資料35の第3の2「公益信託の信託管理人の権限」の別表1で留保していた（△と記載していた）信託法第125条第1項、第57条第1項の受託者の辞任の同意権の論点と関連する。また、本論点は、部会資料35の第4「公益信託の委託者」の論点とも関連し、当該論点で委託者の監督権限を原則として利害関係人の権限に制約する【甲案】を採用した場合には、公益信託の受託者の辞任について委託者の同意は不要となる一方、公益信託の委託者の財産の拠出者としての立場を重視する【乙案】又は【丙案】を採用した場合には、公益信託の受託者の辞任について委託者の同意が必要となる可能性がある。このことは、後記第3の1「公益信託の信託管理人の辞任」の論点でも同様である。

(2) 公益信託の受託者が外部の第三者機関の許可を得て辞任することを可能とするか否か、また、許可を行う外部の第三者機関を公益信託の認定を行う行政庁等とするか、裁判所とするか。

公益信託の受託者は、やむを得ない事由がある場合に限り、

【甲案】公益信託の認定を行う行政庁等の許可を得て辞任することができるものとする。

【乙案】裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

(補足説明)

- 1 現行信託法及び公益信託法の規律は、別表2に記載のとおりである。
- 2 前記のとおり、公益信託法第7条の趣旨は、私益信託はもともと私人の利益のために設定されたものであるから私的自治の原則を広範に認めても良いが、公益信託は公益の実現を目的とするものであり、公益信託事務が継続的・安定的に運営されるようにすることが望ましいから、公益信託の受託者の辞任については、信託関係人の自主的決定の余地を狭め、やむを得ない事由がある場合に限り、かつ、最終的に主務官庁の行政的判断を必要としたものである。

仮に新たな公益信託において主務官庁制を廃止した場合にも、そのための責任を負う受託者の辞任について、信託関係人の自主的決定の余地を狭める公益信託法第7条の趣旨は妥当する。一方で、公益信託の受託者が天災、病気等の理由でその職責を果たせなくなった場合に、その辞任をすべて不可能としたのでは支障を生ずるから、そのような限定的な場合には、公益信託の受託者の辞任を可能とすべきである。したがって、公益信託の受託者は、やむを得ない事由がある場合に限り辞任することができるものとすべきであると考えられる。

3 そして、公益信託の受託者の辞任の許可も、公益信託の認定の際に受託者の資格要件該当性の審査を行った公益信託の認定を行う行政庁等が行うことが、当該行政庁等が新受託者を選任することができるものとする場合(後記第2の3参照)には、合理的であると考えられる。そうすると、公益信託の受託者は、やむを得ない事由がある場合に限り、公益信託の認定を行う行政庁等の許可を得て辞任することができるものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

なお、【甲案】を採る場合において、仮に民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて行政庁が公益信託の認定を行う仕組みとした場合には、受託者の辞任の許可について上記委員会に諮問することの可否を検討する必要がある。

4 他方、新たな公益信託においては、主務官庁に代わり公益信託の認定を行う行政庁等の権限を主務官庁の権限よりも縮減することが望ましく、公益信託の認定を行う行政庁等が受託者の資格要件該当性の判断を行う意味は、公益信託事務の運営主体として適格性を欠く受託者を出現させないことにあるとするならば、新受託者の選任には公益信託の認定を行う行政庁等の関与が必須であるが、受託者の辞任や解任には公益信託の認定を行う行政庁等が関与せずとも差し支えないし、公益信託の受託者の辞任にやむを得ない事由が有るか否かは、裁判所が判断することも可能であるとも考えられる。

そうすると、公益信託の受託者は、やむを得ない事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て辞任することができるものとするべきであるという考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 受託者を委託者及び信託管理人の合意により解任することを可能とするか否か。

【甲案】受託者を委託者及び信託管理人の合意により(外部の第三者機関の許可なく)解任することを可能とする。

【乙案】受託者を外部の第三者機関の許可なく解任することを可能としない。

(補足説明)

1 現行信託法及び公益信託法の規律は、別表2に記載のとおりである。

まず、受益者の定めのある信託の受託者は、委託者及び受益者の合意によりい

いつでも解任が可能であり（信託法第58条第1項）、また信託行為に定められた方法による受託者の解任も可能である（同条第3項）。また、受益者の定めのある信託の受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に対して受託者の解任申立てができる（同条第4項）。受益者の定めのある信託の委託者及び受益者は、いつでもその合意により受託者を解任することができるとする信託法第58条第1項本文の趣旨は、受託者に対する監督をより強化するために、デフォルトルールとしては、いつでも受託者を解任することができるとしたものである（寺本逐条解説200頁、村松ほか概説180頁参照）。

次に、目的信託の受託者は、委託者（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人の合意）によりいつでも解任が可能とされており（同法第261条第1項、第58条第1項）、委託者（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者又は信託管理人）の裁判所に対する解任申立てが可能とされている（同法第261条第1項、第58条第4項）が、信託行為に定められた行為により解任が可能であることは受益者の定めのある信託と同様である。

他方、公益信託の受託者は、その任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は信託管理人による主務官庁に対する受託者解任の申立てを受けて主務官庁により解任される場合があるほか、主務官庁の職権により解任される場合もある（公益信託法第8条、信託法第58条第4項）。

- 2 新たな公益信託において、公益信託の監督・ガバナンスを信託関係人が自主的に決定することを重視し、公益信託の認定を行う行政庁等が受託者の資格要件該当性を含めて判断を行う意味は、公益信託事務の運営主体として適格性を欠く受託者を出現させないことにあるとするならば、新受託者の選任には公益信託の認定を行う行政庁等の関与が必須であるが、受託者の辞任や解任には公益信託の認定を行う行政庁等が関与せずとも差し支えないとも考えられる。また、公益信託の受託者について、委託者及び信託管理人の合意による解任を認めることと並行して、公益信託の認定を行う行政庁等又は裁判所による解任（公益信託法第8条、信託法第58条第4項参照）を認めることにより適格性を欠く公益信託の受託者の排除が容易になるとも考えられる。そうすると、新たな公益信託においては、公益信託の受託者を委託者及び信託管理人の合意により（外部の第三者機関の許可なく）解任することを可能とすべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。【甲案】を採る場合には、信託法上の原則（同法第58条第3項）に則り、信託行為により別段の定めを置くことを認めるかどうかを検討する必要がある。

3 他方、私益信託はもともと私人の利益のために設定されたものであるから私的自治の原則を広範に認めても良いが、公益信託は公益の実現を目的とするものであり、そのための責任を負う受託者により、公益信託事務が継続的・安定的に運営されるようにすることが望ましい。公益法人では、その理事のうちの一人が解任されても当該法人の業務は滞らないのと異なり、公益信託では、その受託者が解任されれば公益信託事務の遂行が中断してしまう可能性があり、実際に奨学金や助成金の支給を受けていた者に対する影響は重大である。

また、受益者の定めのある信託においては、信託による利益を享受する受益者及び委託者の同意がある場合や信託行為の定めによる受託者の解任が認められており（信託法第58条第1項、第3項）、目的信託でも委託者と信託管理人との同意がある場合や信託行為の定めによる受託者の解任が認められている（同法第261条第1項による読替え後の同法第58条第1項、第3項）が、新たな公益信託においては目的信託よりも委託者の監督権限が狭められる可能性がある（部会資料35の第4参照）し、公益信託が不特定多数人の利益のために設定されるものであることからしても、受託者の解任の場面において、受益者の定めのある信託及び目的信託と公益信託とでは状況が異なると言える。

そうすると、新たな公益信託においては、公益信託の受託者を公益信託外部の第三者機関の許可なく解任することを可能とすべきではないという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

4 なお、本論点は、部会資料35の第3の2「公益信託の信託管理人の権限」の別表1で留保していた（△と記載していた）信託法第125条第1項、第58条第1項の受託者の解任の合意の論点と関連する。また、本論点は部会資料35の第4「公益信託の委託者」の論点にも関連し、同論点で委託者の監督権限を原則として利害関係人の権限に制約する【甲案】を採用した場合には、公益信託の受託者の解任について委託者の同意は不要となる一方、公益信託の委託者の財産の抛出者としての立場を重視する【乙案】又は【丙案】を採用した場合には、公益信託の受託者の解任について、委託者の同意が必要となる可能性がある。このことは、後記第3の2「公益信託の信託管理人の解任」の論点でも同様である。

(2) 公益信託の受託者の解任申立権

(注) なお、解任の申立先となる機関については、後記(4)で検討する。

【甲案】公益信託の信託管理人及び委託者に受託者の解任申立権を付与するものとする。

【乙案】公益信託の信託管理人に受託者の解任申立権を付与するものとする。

(補足説明)

- 1 現行法の規律は、別表2に記載のとおりである。
- 2 公益信託の信託管理人は、公益信託の目的の達成のために受託者の信託事務の監督を行う重要な役割を果たすものであるから、公益信託の受託者がその運営中に任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたような場合にその解任申立を行うことは正に信託管理人の監督権限として予定されるものといえる（部会資料35の11頁参照）。

ただし、信託管理人のみに受託者の解任申立権を与えるのでは、当該信託管理人が受託者の解任申立権の行使を怠った場合に不適格な受託者が引き続き公益信託事務を執行する事態が生ずる可能性が否定できず、公益信託の適正性を確保するために不適格な受託者を解任するためのトリガーは複数あることが望ましいと言えることから、信託財産の拠出者として公益信託の運営の適正性に関心を有している委託者にも受託者の解任申立権限の行使をデフォルトルールとして認めるべきであるとも考えられる。そうすると、公益信託の信託管理人及び委託者に公益信託の受託者の解任申立権を付与するものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している

- 3 他方、公益信託の公平な運営を確保する見地からは、委託者の関与によって公益信託の運営が左右される状況はできるだけ排除することが望ましいことからすると、公益信託の委託者に受託者の解任申立権を与えることは相当でなく、公益信託の信託管理人のみに受託者の解任申立権を付与するものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

(3) 公益信託の受託者の解任事由

公益信託の受託者の解任事由は、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときとすることかどうか。

(補足説明)

- 1 現行法の規律は、別表2に記載のとおりである。

2 新たな公益信託の受託者の解任事由として、信託法第261条第1項、第58条第1項、第2項のように、委託者及び信託管理人の合意によりいつどのような事由でも受託者を解任することができ、受託者に不利な時期に解任した場合には受託者の損害を賠償するような仕組みとすることも考えられる。

しかし、前記のとおり、公益信託は公益の実現を目的とするものであり、そのための責任を負う受託者により、公益信託事務が継続的・安定的に運営されるようにすることが望ましく、信託関係人内部の合意により理由を問わず受託者を解任できるような仕組みは不適當であると言える。一方で、公益信託の受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたような場合（信託法第58条第4項参照）に、その解任を不可能としたのでは支障を生ずるから、そのような限定的な場合には、公益信託の受託者の解任を可能とすべきである。

したがって、公益信託の受託者の解任事由は、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときとすることが相当であると考えられるが、どうか。

(4) 公益信託の受託者の解任権

受託者に前記(3)の解任事由があるときは、

【甲案】 公益信託の認定を行う行政庁等が前記(2)の申立てに基づき受託者を解任することができるものとする。

【乙案】 裁判所が前記(2)の申立てに基づき受託者を解任することができるものとする。

(補足説明)

1 現行法の規律は、別表2に記載のとおりである。

2 新たな公益信託制度において、公益信託の認定を行う行政庁等が、受託者の資格要件該当性を含めて認定基準の充足性を判断し、当該行政庁等が新受託者の選任にも関与するものとした場合（後記第2の3参照）には、選任と表裏の関係にある解任についても、公益信託の認定を行う行政庁等に解任事由の有無の判断を行わせることが合理的であると考えられる。また、公益信託の認定を行う行政庁等が受託者の解任の申立てを受けてその申立てに理由がある場合には受託者を解任し、当該解任処分に不服のある受託者は裁判所に対して解任処分の取消訴訟を提起するという仕組みの方が実務的には機能しやすいとも考えられる。そうすると、受託者に前記(3)の解任事由があるときは、公益信託の認定を行う行政庁等が前記(2)の申立てに基づき受託者を解任することができるものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を**【甲案】**として示している。

なお、公益信託の認定を行う行政庁等が職権で公益信託の新受託者を解任できるような仕組みとすることも、現行法との連続性や公益信託の軽量・軽装備を維持するという観点から考えられないではないが、新たな公益信託において主務官庁制を廃止し、信託内部の自律的な監督・ガバナンスの仕組みを重視する観点からは、現行法のように主務官庁が職権で新受託者を解任することができるようにすることは相当でないと考えられる。

3 他方、新たな公益信託においては、主務官庁に代わり公益信託の認定を行う行政庁等の権限を主務官庁の権限よりも縮減することが望ましく、公益信託の認定を行う行政庁等が受託者の資格要件該当性の判断を行う意味は、公益信託事務の運営主体として適格性を欠く受託者を出現させないことにあるとするならば、新受託者の選任には公益信託の認定を行う行政庁等の関与が必須であるが、公益信託の受託者の辞任や解任には公益信託の認定を行う行政庁等が関与せずとも差し支えないとも言える。また、公益信託の受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるか否かは、裁判所が判断することも可能である（信託法第58条第4項参照）と考えられる。そうすると、受託者に前記(3)の解任事由があるときは、裁判所が前記(2)の申立てに基づき受託者を解任することができるものとすべきであるとの考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

ただし、【乙案】による場合は、裁判所は公益信託の認定や検査に関与しておらず、私益の調整機関という性質を有するものであって公益性について判断するものではないことと、公益信託の認定基準が充足されているか否か等の審査を継続的にするという外部の第三者機関による監督の趣旨との関係が問題となり得る。

なお、公益信託法第8条において主務官庁の監督権限とされ、主務官庁が職権で行うことが可能とされている受託者の解任（信託法第58条第4項）、新受託者の選任（同法第62条第4項）については、仮にこれらを裁判所の権限とするときには、職権での行使は認められないことになるものと考えられる。

以上の点について、どのように考えるか。

3 公益信託の新受託者の選任

公益信託の認定を行う行政庁等が利害関係人（注）の申立てに基づき新受託者を選任することができるものとするかどうか。

（注）信託法上の利害関係人の典型例は信託債権者であるが、信託関係人である委託者、共同受託者及び信託管理人等も、公益信託について直接に利害関係又は権利義務を有する信託内部の関係人であり、利害関係人に含まれると解される（部会資料35前注参照）。

(補足説明)

1 現行法の規律は、別表2に記載のとおりである。

まず、受益者の定めのある信託では、受託者が辞任又は解任等により存在しなくなり、新たな受託者を補充する場合、信託行為に新受託者に関する定めがあるときはそれにより、当該定めがない場合又は当該定めにより新受託者として指定された者が受任しない場合等は、委託者及び受益者の合意により新受託者を選任することができる」と規定されている(信託法第62条第1項)。また、委託者が現に存しない場合には、受益者が単独で新受託者を選任することができる」と規定されている(同条第8項)。また、委託者及び受益者の合意に係る協議の状況(委託者が現に存しない場合には受益者の状況)に照らし、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる(同法第62条第4項、第8項)。

次に、目的信託では、委託者及び信託管理人の合意による新受託者の選任が可能とされており(同法第261条第1項、第62条第1項)、委託者が現に存しない場合には、信託管理人単独による新受託者の選任が可能とされている(同法第261条第1項、第62条第1項、同条第8項)。また、委託者の状況(信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況)に照らし必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより裁判所が新受託者を選任することができるものとされている(同法第261条第1項、第62条第4項)。

他方、公益信託では、利害関係人の申立てにより主務官庁が新受託者を選任することができるほか、主務官庁が職権で新受託者を選任することができる」とされている(公益信託法第8条、信託法第62条第4項)。

2 新たな公益信託において、公益信託の認定を行う行政庁等が受託者の資格要件該当性を含めて判断する一方で、当該行政庁等が公益信託の新受託者の選任について関与しないこととした場合には、当初の公益信託の認定の際に当該行政庁等が資格要件該当性を判断することの意義が失われるから、公益信託の新受託者の選任についても、公益信託の認定を行う行政庁等が判断することが合理的であると言える。

そして、公益信託の認定を行う行政庁等が職権で公益信託の新受託者を選任できるような仕組みとすることも、現行法との連続性や公益信託の軽量・軽装備を維持するという観点から考えられないではないが、新たな公益信託において主務官庁制を廃止し、信託内部の自律的な監督・ガバナンスの仕組みを重視する観点からは、現行法のように主務官庁が職権で新受託者を選任することができるようにすることは相当でないと考えられる。

また、公益信託事務を行う主体である受託者の不在により公益信託事務の運営が中断する状況をできるだけ回避するためには、新受託者を選任するためのトリガーはより広くすることが適当であり、そのトリガーを受託者の解任に比べて広くすることによる弊害も考え難いことからすると、公益信託の利害関係人に新受託者選任の申立権を付与すべきである（信託法第62条第4項参照）と考えられる。

したがって、公益信託の認定を行う行政庁等が利害関係人の申立てに基づき新受託者を選任できるものとするのが相当であると考えられるが、どうか。

第3 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

1 公益信託の信託管理人の辞任

(1) 信託管理人が委託者及び他の信託管理人の同意を得て辞任することを可能とするか否か。

【甲案】信託管理人が委託者及び他の信託管理人の同意を得て（外部の第三者機関の許可なく）辞任することを可能とする。

【乙案】信託管理人が外部の第三者機関の許可なく辞任することを可能としない。

（補足説明）

1 現行法の規律は、別表3に記載のとおりである。

まず、受益者の定めのある信託の信託管理人は、委託者及び受益者の同意を得て辞任することができる（信託法第128条第2項，第57条第1項本文）ほか、信託行為に定められた方法により辞任することが可能である（同法第128条第2項，第57条第1項ただし書）。また、受益者の定めのある信託の信託管理人は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することもできる（同法第128条第2項，第57条第2項）。

次に、目的信託の信託管理人は、委託者の同意（辞任を希望する信託管理人以外の他の信託管理人が現に存する場合には委託者及び他の信託管理人の同意により辞任することが可能である（同法第261条第1項，第128条第2項，第57条第1項）が、信託行為に定められた方法による辞任及びやむを得ない事由があるときは裁判所の許可を得て辞任が可能であることは受益者の定めのある信託と同様である。

他方、公益信託の信託管理人は、やむを得ない事由がある場合に限り、主務官庁の許可を得て辞任することができる（公益信託法第8条，信託法第128条第2項，第57条第2項）。

2 新たな公益信託において、公益信託内部の自律的な監督・ガバナンスを信託関係人が自主的に決定することを重視し、公益信託の認定を行う行政庁等が信託管理人の資格要件該当性を含めて公益信託の認定を行う意味は、公益信託事務の監督主体として適格性を欠く信託管理人を出現させないことにあるとするならば、新信託管理人の選任には公益信託の認定を行う行政庁等の関与が必須であるが、信託管理人の辞任や解任には公益信託の認定を行う行政庁等が関与せずとも差し支えないとも考えられる。そうすると、新たな公益信託においては、信託法第128条第2項、第57条第1項本文の原則に則り、公益信託の信託管理人が委託者及び他の信託管理人の同意を得て（外部の第三者機関の許可なく）辞任することを可能とすべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。【甲案】を採用場合には、信託法上の原則（同法第57条第1項ただし書）に則り信託行為により別段の定めを置くことを認めるかどうかを検討する必要がある。

3 他方、私益信託はもともと私人の利益のために設定されたものであるから私的自治の原則を広範に認めても良いが、公益信託は公益の実現を目的とするものであり、信託管理人による公益信託事務の監督が継続的・安定的に運営されるようにすることが望ましい。

また、受益者の定めのある信託においては、信託による利益を享受する受益者及び委託者の同意がある場合や信託行為の定めによる信託管理人の辞任が認められており（信託法第128条第2項、第57条第1項）、目的信託でも委託者と他の信託管理人との同意がある場合や信託行為の定めによる信託管理人の辞任が認められている（同法第261条第1項による読替え後の同法第128条第2項、第57条第1項）が、新たな公益信託においては目的信託よりも委託者の監督権限が狭められる可能性がある（部会資料35の第4参照）し、公益信託が不特定多数人の利益のために設定されるものであることからしても、信託管理人の辞任の場面において、受益者の定めのある信託及び目的信託と公益信託とでは状況が異なると言える。

そうすると、新たな公益信託においては、公益信託の信託管理人が外部の第三者機関の許可なく辞任することを可能としないことが相当であるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

(2) 公益信託の信託管理人が外部の第三者機関の許可を得て辞任することを可能とするか否か、また、許可を行う外部の第三者機関を公益信託の認定を行う行政庁等とするか、裁判所とするか。

- 公益信託の信託管理人は、やむを得ない事由がある場合に限り、
【甲案】公益信託の認定を行う行政庁等の許可を得て辞任することができるものとする。
【乙案】裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

(補足説明)

- 1 現行法の規律は、別表3に記載のとおりである。
- 2 私益信託はもともと私人の利益のために設定されたものであるから私的自治の原則を広範に認めても良いが、公益信託は公益の実現を目的とするものであり、信託管理人による公益信託事務の監督が継続的・安定的にされるようにすることが望ましい。また、信託管理人の辞任後に新信託管理人を選任することは必ずしも容易でないことからすると、公益信託の信託管理人の辞任についても、信託関係人の自主的決定の余地を狭めることが適切であると言える。一方で、公益信託の信託管理人が天災、病気等の理由でその職責を果たせなくなった場合に、その辞任をすべて不可能としたのでは支障が生ずるから、そのような限定的な場合には、公益信託の信託管理人の辞任を可能とすべきである。したがって、公益信託の信託管理人は、やむを得ない事由がある場合に限り辞任することができるものとすべきであると考えられる。
- 3 そして、公益信託の信託管理人の辞任の許可も、公益信託の認定の際に信託管理人の資格要件該当性の審査を行った公益信託の認定を行う行政庁等が行うことが、当該行政庁等が新信託管理人を選任することができるものとする場合（後記第3の3参照）には、合理的であると考えられる。そうすると、公益信託の信託管理人は、やむを得ない事由がある場合に限り、公益信託の認定を行う行政庁等の許可を得て辞任することができるものとすべきとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。
- 4 他方、新たな公益信託においては、主務官庁に代わり公益信託の認定を行う行政庁等の権限を主務官庁の権限よりも縮減することが望ましく、公益信託の認定を行う行政庁等が信託管理人の資格要件該当性を含めて公益信託の認定を行う意味は、公益信託事務の監督主体として適格性を欠く信託管理人を出現させないことにあるとするならば、新信託管理人の選任には公益信託の認定を行う行政庁等の関与が必須であるが、信託管理人の辞任や解任には公益信託の認定を行う行政庁等が関与せずとも差し支えないとも考えられる。また、公益信託の信託管理人の辞任にやむを得ない事由があるか否かは、裁判所が判断することも可能であると考えられる。

そうすると、公益信託の信託管理人は、やむを得ない事由がある場合に限り、裁判所の許可を得て辞任することができるものとするべきであるという考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

2 公益信託の信託管理人の解任

(1) 信託管理人を委託者及び他の信託管理人の合意により解任することを可能とするか否か。

【甲案】信託管理人を委託者及び他の信託管理人の合意により（外部の第三者機関の許可なく）解任することを可能とする。

【乙案】信託管理人を外部の第三者機関の許可なく解任することを可能としない。

(補足説明)

1 現行法の規律は、別表3に記載のとおりである。

まず、受益者の定めのある信託の信託管理人については、委託者及び受益者の合意によりいつでも解任することができる（信託法第128条第2項、第58条第1項）ほか、信託行為に定められた方法により解任することができる（同法第128条第2項、第58条第3項）。また、同法第128条第2項による同法第58条第4項の準用により、受益者の定めのある信託の信託管理人が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に対して信託管理人の解任申立てができることとされている。

次に、目的信託の信託管理人の解任については、同法第261条第1項による読替えがされるが、単純に読替えを行うと「委託者及び受益者」の部分が「委託者（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人）」の合意がある場合若しくはこれらの者が裁判所に解任申立てをした場合に信託管理人を解任できることとなるが、解任対象となる信託管理人が自らの解任について同意するかなのような読替えをするのは不適當であることから、この部分は、「委託者（信託管理人が複数存する場合にあっては、委託者及び解任対象となる信託管理人とは別の信託管理人との合意）」と読み替えて適用すべきであると解される。

他方、公益信託の信託管理人の解任については、任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は他の信託管理人が主務官庁に対して信託管理人の解任を申し立てることができ、また、主務官庁が職権で信託管理人を解任できるとされている（公益信託法第8条、信託法第128条第2項、第58条第4項）。

2 新たな公益信託の自律的な監督・ガバナンスを信託関係人が自主的に決定することを重視し、公益信託の認定を行う行政庁等が信託管理人の資格要件該当性を含めて公益信託の認定を行う意味は、公益信託事務の監督主体として適格性を欠く信託管理人を存在させないことにあるとするならば、新信託管理人の選任には公益信託の認定を行う行政庁等の関与が必須であるが、信託管理人の辞任や解任には公益信託の認定を行う行政庁等が関与せずとも差し支えないとも考えられる。また、公益信託の信託管理人について、委託者及び他の信託管理人の合意による解任を認めることと並行して、外部の第三者機関である公益信託の認定を行う行政庁等又は裁判所による解任（公益信託法第8条、信託法第128条第2項、第58条第4項参照）を認めることにより適格性を欠く公益信託の信託管理人の排除が容易になるとも考えられる。そうすると、新たな公益信託においては、公益信託の信託管理人を委託者及び他の信託管理人の合意により（外部の第三者機関の許可なく）解任することを可能とすべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。【甲案】を採る場合には、信託法上の原則（同法第128条第2項、第58条第3項）に則り、信託行為により別段の定めを置くことを認めるかどうかを検討する必要がある。

3 他方、私益信託はもともと私人の利益のために設定されたものであるから私的自治の原則を広範に認めても良いが、公益信託は公益の実現を目的とするものであり、信託管理人による公益信託事務の監督が継続的・安定的にされるようにすることが望ましい。また、信託管理人の辞任後に新信託管理人を選任することは必ずしも容易でないことからすると、公益信託の信託管理人の辞任についても、信託関係人の自主的決定の余地を狭めることが適切であると言える。

また、受益者の定めのある信託においては、委託者及び受益者の同意がある場合や信託行為の定めによる信託管理人の解任が認められており（信託法第128条第2項、第58条第1項、第3項）、目的信託でも委託者と他の信託管理人との同意がある場合や信託行為の定めによる信託管理人の解任が認められている（同法第261条第1項による読替え後の同法第128条第2項、第58条第1項、第3項）が、新たな公益信託においては目的信託よりも委託者の監督権限が狭められる可能性がある（部会資料35の第4参照）し、公益信託が不特定多数人の利益のために設定されるものであることからしても、信託管理人の解任の場面において、受益者の定めのある信託及び目的信託と公益信託とでは状況が異なると言える。そうすると、新たな公益信託においては、公益信託の信託管理人を外部の第三者機関の許可なく解任することを可能としないことが相当であるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

(2) 公益信託の信託管理人の解任申立権

(注) なお、解任の申立先となる機関については、後記(4)で検討する。

【甲案】公益信託の他の信託管理人、委託者及び受託者に信託管理人の解任申立権を付与するものとする。

【乙案】公益信託の他の信託管理人及び委託者に信託管理人の解任申立権を付与するものとする。

(補足説明)

- 1 現行法の規律は、別表3に記載のとおりである。
- 2 公益信託の信託管理人は、公益信託の目的の達成のために公益信託事務の監督を行う重要な役割を果たすものであるから、公益信託の信託管理人がその監督の任務を懈怠して信託財産に著しい損害を与えたような場合に他の信託管理人が信託財産に損害を与えた信託管理人の解任申立てを行うことは正に信託管理人の監督権限として予定されるものといえる。

ただし、他の信託管理人のみに不適格な信託管理人の解任申立権を与えるのでは、当該他の信託管理人が信託管理人の解任申立権の行使を怠った場合に不適格な信託管理人が引き続き公益信託事務を監督する事態が生ずる可能性が否定できず、公益信託の適正性を確保するために不適格な信託管理人を解任するためのトリガーは複数あることが望ましいと言えることから、信託財産の拠出者として公益信託の運営の適正性に関心を有している委託者にも信託管理人の解任申立権を付与するものとするべきであるとの考え方があり得る。

また、信託法は、信託管理人の解任について、遺言で目的信託が設定されたときのように委託者が現に存せず、かつ、信託管理人が1人である場合に当該信託管理人の解任を申し立てる主体やその手続については規定していないが、公益信託において委託者及び他の信託管理人が存在しない場合に1人の信託管理人がその役割を果たすことができないまま存在するのでは公益信託事務の適正な監督に支障を生ずる可能性がある。そして、信託管理人の解任事由を限定（後記(3)）するのであれば受託者からの信託管理人の解任申立てを認めても不当な結果を生じる可能性は低いので、受託者にも信託管理人の解任権限を付与することが適切であると考えられる。

なお、上記のように信託管理人が1人である場合にはその解任において問題が生ずる可能性があることから、公益信託において複数の信託管理人の選任を義務付けることもあり得ないではないが、仮にそのような場合でも複数の信託管理人相互が通謀すれば監督の機能を果たせなくなるし、複数の信託管理人それぞれの意思が対立した場合における意思決定をどのようにして行うかという問題が生ずるから、信

託管理人の複数選任は根本的な解決策にはならないものと考えられる。

そうすると、公益信託の他の信託管理人、委託者及び受託者に公益信託の信託管理人の解任申立権を付与するものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

- 3 他方、公益信託の設定後において信託管理人の監督の対象となっている受託者に信託管理人の解任申立権を与えることは適当でなく、公益信託の他の信託管理人及び委託者にのみ信託管理人の解任申立権を付与するものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

以上の点について、どのように考えるか。

(3) 公益信託の信託管理人の解任事由

公益信託の信託管理人の解任事由は、信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときとすることかどうか。

(補足説明)

- 1 現行法の規律は、別表3に記載のとおりである。
- 2 新たな公益信託の信託管理人の解任事由として、信託法第261条第1項、第128条第2項、第58条第1項、第2項のように、委託者及び他の信託管理人の合意によりいつどのような事由でも解任することができ、信託管理人に不利な時期に解任した場合には信託管理人の損害を賠償するような仕組みとすることも考えられる。

しかし、信託管理人による公益信託事務の監督は継続的・安定的にされることが望ましく、信託関係人内部の合意により理由を問わず信託管理人を解任できるような仕組みは不適當であると言える。一方で、公益信託の信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたような場合（信託法第128条第2項、第58条第4項参照）に、その解任を不可能としたのでは支障を生ずるから、そのような限定的な場合には、公益信託の信託管理人の解任を可能とすべきである。

したがって、公益信託の信託管理人の解任事由は、信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときとすることが相当であると考えられるが、どうか。

(4) 公益信託の信託管理人の解任権

公益信託の信託管理人に前記(3)の事由があるときは、

【甲案】公益信託の認定を行う行政庁が前記(2)の申立てに基づき信託管理人を解任することができるものとする。

【乙案】裁判所が前記(2)の申立てに基づき信託管理人を解任することができるものとする。

1 現行法の規律は、別表3に記載のとおりである。

2 新たな公益信託制度において、公益信託の認定を行う行政庁等が、信託管理人の資格要件該当性を含めて認定基準の充足性を判断し、当該行政庁等が新信託管理人の選任にも関与するものとした場合（後記第3の3参照）には、選任と表裏の関係にある解任についても、公益信託の認定を行う行政庁等に解任事由の有無の判断を行わせることが合理的であると考えられる。また、公益信託の認定を行う行政庁等が信託管理人の解任の申立てを受けてその申立てに理由がある場合には信託管理人を解任し、当該解任処分に不服のある信託管理人は裁判所に対して解任処分の取消訴訟を提起するという仕組みの方が実務的には機能しやすいとも考えられる。

そして、公益信託の認定を行う行政庁等が職権で公益信託の信託管理人を解任できるような仕組みとすることも、公益信託の軽量・軽装備を維持するという観点から考えられないではないが、新たな公益信託において主務官庁制を廃止し、信託内部の自律的な監督・ガバナンスを重視する観点からは、現行法のように主務官庁が職権で信託管理人を解任することができるようにすることは相当でないと考えられる。

そうすると、公益信託の信託管理人に前記(3)の解任事由があるときは、公益信託の認定を行う行政庁等が前記(2)の申立てに基づき信託管理人を解任することができるものとするべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

3 他方、新たな公益信託においては、主務官庁に代わり公益信託の認定を行う行政庁等の権限を主務官庁の権限よりも縮減することが望ましく、公益信託の認定を行う行政庁等が信託管理人の資格要件該当性の判断を行う意味は、公益信託事務の監督の主体として適格性を欠く信託管理人を出現させないことにあるとするならば、新信託管理人の選任には公益信託の認定を行う行政庁等の関与が必須であるが、信託管理人の辞任や解任には公益信託の認定を行う行政庁等が関与せずとも差し支えとも考えられる。また、公益信託の信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるか否かは、裁判所が判断すること

も可能である（信託法第128条第2項、第58条第4項参照）と考えられる。そうすると、信託管理人に前記(3)の解任事由があるときは、裁判所が前記(2)の申立てに基づき信託管理人を解任することができるものとすべきであるとの考え方があり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

ただし、【乙案】による場合には、裁判所は公益信託の認定や検査に関与しておらず、私益の調整機関という性質を有するものであって公益性について判断するものではないことと、公益信託の認定基準が充足されているか否か等の審査を継続的にするという外部の第三者機関が関与する趣旨との関係が問題となり得る。

なお、公益信託法第8条において主務官庁の監督権限とされ、主務官庁が職権で行うことが可能とされている信託管理人の解任（信託法第128条第2項、第58条第4項）については、仮にこれを裁判所の権限とするときには、職権での行使は認められないことになるものと考えられる。

以上の点について、どのように考えるか。

3 公益信託の新信託管理人の選任

【甲案】公益信託の認定を行う行政庁等が利害関係人（注）の申立てに基づき新信託管理人を選任することができるものとする。

【乙案】裁判所が利害関係人の申立てに基づき新信託管理人を選任することができるものとする。

（注）信託法上の利害関係人の典型例は信託債権者であるが、信託関係人である委託者、受託者及び他の信託管理人等も、公益信託について直接に利害関係又は権利義務を有する信託内部の関係人であり、利害関係人に含まれると解される（部会資料35前注参照）。

（補足説明）

1 現行法の規律は、別表3に記載のとおりである。

まず、受益者の定めのある信託では、信託管理人が辞任又は解任等され、新信託管理人を選任する場合、信託行為に新信託管理人に関する定めがあるときはそれにより、当該定めがないか、信託行為で新信託管理人として指定された者が受任しない場合等は委託者及び受益者の合意により新信託管理人を選任することができ、委託者が現に存しない場合には、受益者が単独で新信託管理人を選任することができる（信託法第129条第1項、第62条第1項、同条第8項）。また、受益者の定めのある信託においては、委託者及び受益者の合意に係る状況（委託者が現に存しない場合には受益者の状況）に照らし、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、裁判所が新信託管理人を選任することが可能とされている（同法第129条第1項、第62条第4項）。

次に、目的信託では、同法第261条第1項による読替えにより、第129条第1項、同法第62条第1項の規律が委託者及び辞任等をした信託管理人とは別の信託管理人の合意により（委託者が現に存しない場合には辞任等した信託管理人とは別の信託管理人が単独で）新信託管理人を選任することができるのと解される。また、目的信託では、同法第261条第1項による読替えにより、委託者の状況（辞任等した信託管理人とは別の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該信託管理人の合意に係る協議の状況）等に照らし、必要と認めるときは、利害関係人の申立てにより、裁判所が新信託管理人を選任することが可能であると解される（同法第129条第1項、第62条第4項）。

他方、公益信託法の新信託管理人は、主務官庁が職権又は利害関係人の申立てにより選任することができる（公益信託法第8条、信託法第129条第1項、第62条第4項）。

- 2 新たな公益信託制度において、公益信託の認定を行う行政庁等が信託管理人の資格要件該当性を含めて判断する一方で、当該行政庁等が公益信託の新信託管理人の選任について関与しないこととした場合には、当初の公益信託の認定の際に当該行政庁等が信託管理人の資格要件該当性を判断することの意義が失われるから、公益信託の新信託管理人の選任についても、公益認定を行う行政庁等が判断することが合理的であると言える。

そして、公益信託の認定を行う行政庁等が職権で公益信託の新信託管理人を選任できるような仕組みとすることも、公益信託の軽量・軽装備を維持するという観点から考えられないではないが、新たな公益信託において主務官庁制を廃止し、内部の自律的な監督・ガバナンスを重視する観点からは、現行法のように主務官庁が職権で新信託管理人を選任することができるようにすることは相当でないと考えられる。

また、公益信託事務の監督主体である信託管理人の不在により公益信託事務の監督が中断する状況をできるだけ回避するためには、新信託管理人を選任するためのトリガーはより広くすることが適当であり、そのトリガーを信託管理人の解任に比べて広くすることによる弊害も考え難いことからすると、公益信託の利害関係人に新信託管理人選任の申立権を付与すべきである（信託法第129条第1項、第62条第4項参照）と考えられる。

そうすると、公益信託の認定を行う行政庁等が利害関係人の申立てに基づき新信託管理人を選任することができるものとすべきであるという考え方があり得る。そこで、このような考え方を【甲案】として示している。

- 3 他方、公益信託の新受託者は、公益信託事務の運営主体であるのと異なり、公

益信託事務の新信託管理人は、公益信託事務の監督主体であるという性格の違いに加え、仮に信託管理人の資格要件該当性の判断が受託者の資格要件該当性の判断よりも客観的・形式的に判断されるのであれば、裁判所が利害関係人の申立てに基づき新信託管理人を選任することができるものとすべきであるという考え方もあり得る。そこで、このような考え方を【乙案】として示している。

ただし、【乙案】による場合には、当初の公益認定の際に行政庁等の第三者機関が信託管理人に関して資格要件該当性を認定したことの意義との関係が問題となり得る。

なお、公益信託法第8条において主務官庁の監督権限とされ、主務官庁が職権で行うことが可能とされている新信託管理人の選任（同法第123条第4項）については、仮にこれを裁判所の権限とするときには、職権での行使は認められないことになるものと考えられる。

以上の点について、どのように考えるか。

第4 公益信託における情報公開

公益信託における情報公開の内容は、公益財団法人と同等のものとする（信託と法人の相違により導入できないものを除く。）ことでどうか。

（補足説明）

- 1 公益信託及び公益法人における情報公開に関する規律の内容を比較すると、別表4のように整理できる。
- 2 公益法人制度において情報開示の規定が整備されている趣旨は、公益法人が不特定かつ多数の者の利益のために活動することから、国民に対し広く情報公開を行い、透明性の高い事業運営を行うことが望ましく、同時に情報開示により、国民の公益法人に対する理解が深まり、当該公益法人への支援が促進される効果が期待できると考えられることにある（一問一答219頁）。この趣旨は公益信託にも同様に妥当すると考えられる上、公益信託の認定を受けた信託が税法上の優遇措置を受けられることを視野に入れた場合には、公益信託の情報を受託者及び公益信託の認定を行う行政庁等において広く公開することが適切であると言える。

もともと、例えば、公益法人における定款（別表4「公衆閲覧義務のあるもの」欄の⑨）は、公益信託における信託行為に相当するなど、公益法人と公益信託には制度間の相違があるので、それを踏まえた上での検討が必要である。また、公益法人では認定行政庁等に対する提出書類の作成等の事務が公益法人にとって負担となっているとの指摘があることにも留意する必要がある。

3 以上によれば、公益信託における情報公開の内容は、信託と法人の相違により導入できないものを除くなど、制度の違いを勘案した上で、公益財団法人と同等のものとする(具体的には、別表5に記載したものを中心に検討することとする。)ことが相当であると考えられるが、どうか。

別表5の作成書類のうち、受託者における保存義務・公表(又は公告)義務、行政庁等への提出義務、行政庁等における公表(又は公告)義務を負わせるべきであると考えられるものについては○、上記の各義務を負わせるべきではないと考えられるものについては×、なお検討を要するものについては△と記載している。

以上

別表1【公益信託の監督における第三者機関の権限】

	信託の監督に関する権限 (受益者又は受益権の存在を前提とするものを除く。)	信託法上の権限分配			公益信託法上の権限分配			新たな公益信託の権限分配		
		権限を有する機関	職権行使	信託法	権限を有する機関	職権行使	公益信託法	権限を有する機関	職権行使	部会資料の検討箇所
1	遺言信託における受託者の選任	裁判所	×	第6条第1項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	36の第2
2	検査役の選任	裁判所	×	第46条第2項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	36の第1の3
3	検査役の報酬額の決定	裁判所	×	第46条第5項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
4	検査役に対する追加報告徴求	裁判所	×	第47条第3項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
5	受託者に対する周知措置の命令	裁判所	×	第47条第6項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
6	受託者の辞任の許可	裁判所	×	第57条第2項	主務官庁	×	第7条	△	×	36の第2
7	受託者の解任	裁判所	×	第58条第4項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	同上
8	新受託者の選任	裁判所	×	第62条第4項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	同上
9	信託財産管理命令	裁判所	×	第63条第1項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	同上
10	信託財産管理命令の変更・取消	裁判所	×	第63条第3項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
11	信託財産管理者の選任	裁判所	×	第64条第1項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
12	複数の信託財産管理者の職務分掌等の許可	裁判所	×	第66条第2項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
13	信託財産管理者の権限外行為の許可	裁判所	×	第66条第4項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
14	信託財産管理者の辞任	裁判所	×	第70条、第57条第2項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
15	信託財産管理者の解任	裁判所	×	第70条、第58条第4項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	同上
16	信託財産管理者に対する費用・報酬額の決定	裁判所	×	第71条第1項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
17	信託財産法人管理命令	裁判所	×	第74条第2項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	同上
18	信託財産法人管理命令の変更・取消	裁判所	×	第74条第3項、第63条第3項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
19	信託財産法人管理人の選任	裁判所	×	第74条第6項、第64条第1項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
20	複数の信託財産法人管理人の職務分掌等の許可	裁判所	×	第74条第6項、第66条第2項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
21	信託財産法人管理人の権限外行為の許可	裁判所	×	第74条第6項、第66条第4項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
22	信託財産法人管理人の辞任	裁判所	×	第74条第6項、第70条、第57条第2項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
23	信託財産法人管理人の解任	裁判所	×	第74条第6項、第70条、第58条第4項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	同上
24	信託財産法人管理人に対する費用・報酬額の決定	裁判所	×	第74条第6項、第71条第1項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上

別表1【公益信託の監督における第三者機関の権限】

	信託の監督に関する権限 (受益者又は受益権の存在を前提とするものを除く。)	信託法上の権限分配			公益信託法上の権限分配			新たな公益信託の権限分配		
		権限を有する機関	職権行使	信託法	権限を有する機関	職権行使	公益信託法	権限を有する機関	職権行使	部会資料の検討箇所
25	信託管理人の選任	裁判所	×	第123条第4項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	36の第3
26	信託管理人の報酬の決定	裁判所	×	第127条第6項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
27	信託管理人の辞任の許可	裁判所	×	第128条第2項、第57条第2項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	同上
28	信託管理人の解任	裁判所	×	第128条第2項、第58条第4項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	同上
29	新信託管理人の選任	裁判所	×	第129条第1項、第62条第4項	主務官庁	○	第8条本文、ただし書	△	×	同上
30	特別の事情による信託の変更の命令	裁判所	×	第150条第1項	主務官庁	○	第5条、第8条第1号	△	×	37(予定)
31	特別の事情による信託の終了の命令	裁判所	×	第165条第1項	主務官庁	×	第8条本文	△	×	37(予定)
32	公益の確保のための信託の終了の命令	裁判所	×	第166条第1項	裁判所	×	第8条第2号	裁判所	×	36の第1の2
33	公益の確保のための信託の終了の命令の申立てに伴う担保命令	裁判所	×	第166条第6項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
34	信託財産の保全処分	裁判所	×	第169条第1項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
35	信託財産の保全処分の変更・取消	裁判所	×	第169条第2項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
36	信託財産管理命令における信託財産管理人の選任	裁判所	×	第170条第1項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
37	信託財産管理人の監督	裁判所	×	第170条第2項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
38	信託財産管理人に対する報告徴求等	裁判所	×	第170条第3項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
39	複数の信託財産管理人の職務分掌等の許可	裁判所	×	第170条第4項、第66条第2項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
40	信託財産管理人の権限外行為の許可	裁判所	×	第170条第4項、第66条第4項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
41	信託財産管理人の辞任	裁判所	×	第170条第4項、第70条、第57条第2項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
42	信託財産管理人の解任	裁判所	×	第170条第4項、第70条、第58条第4項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
43	信託財産管理人に対する費用・報酬額の決定	裁判所	×	第170条第4項、第71条第1項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
44	公益の確保のための信託の終了の命令の場合における新受託者の選任	裁判所	×	第173条第1項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
45	新受託者の費用・報酬額の決定	裁判所	×	第173条第4項	裁判所	×	同上	裁判所	×	同上
46	条件付債権等に関する鑑定人の選任	裁判所	×	第180条第1項	裁判所	×	第8条第3号	裁判所	×	同上
47	限定責任信託に係る訴訟における提出命令	裁判所	×	第223条	裁判所	×	第8条第4号	裁判所	×	同上
48	清算受託者による弁済の許可	裁判所	×	第230条第2項	裁判所	×	第8条第5号	裁判所	×	同上

別表2【受託者の辞任・解任、新受託者の選任】

	信託法上の根拠規定	受益者の定めのある信託	目的信託	公益信託
受託者の辞任	第57条第1項本文	委託者及び受益者の同意を得て、辞任可能 ※委託者が現に存しない場合は適用されない（信託法第57条第6項）	信託管理人が現に存しない場合には委託者の同意を得て辞任可能。信託管理人が現に存する場合には委託者及び信託管理人の同意を得て辞任可能（信託法第261条による読替えがある。）	委託者及び信託管理人の同意を得ても辞任できない（公益信託法第7条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈が確立している。）
	第57条第1項ただし書	信託行為に定められた方法により、辞任可能	信託行為に定められた方法により、辞任可能	信託行為に辞任方法の定めがある場合であっても辞任できない（公益信託法第7条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈が確立している。）
	第57条第2項	やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任可能	やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任可能	やむを得ない事由がある場合に限り、主務官庁の許可を得て辞任可能（公益信託法第7条）
受託者の解任	第58条第1項	委託者及び受益者の合意により、いつでも解任可能 ※委託者が現に存しない場合は適用されない（信託法第58条第8項）	信託管理人が現に存しない場合には委託者がいつでも解任可能。信託管理人が現に存する場合には委託者及び信託管理人の合意により、解任可能（信託法第261条による読替えがある。）	不明（公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。）
	第58条第3項	信託行為に定められた方法により、解任可能	信託行為に定められた方法により、解任可能	不明（公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。）
	第58条第4項	受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、裁判所に対して解任申立てが可能	受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は信託管理人は、裁判所に対して解任申立てが可能（信託法第58条第1項と同様に、同法第261条による読替えがあるものと解される。）	受託者が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は信託管理人は、主務官庁に対して解任申立てが可能。また、上記の事由があるときは、主務官庁は、職権による解任も可能（公益信託法第8条）
新受託者の選任	第62条第1項	信託行為に新受託者の選任に関する定めがあるときはそれにより、上記定めがないか、信託行為で指定された者が受任しないとき等は、 <u>委託者及び受益者の合意により</u> （委託者が現に存しない場合には、 <u>受益者が単独で</u> 〔信託法第62条第8項〕）、新受託者を選任可能	信託行為に新受託者の選任に関する定めがあるときはそれにより、上記定めがないか、信託行為で指定された者が受任しないとき等は、 <u>委託者及び信託管理人の合意により</u> （委託者が現に存しない場合には、 <u>信託管理人が単独で</u> ）、新受託者を選任可能（信託法第261条による読替えがある。）	不明（公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。）
	第62条第4項	委託者及び受益者の合意に係る協議の状況（委託者が現に存しない場合には、受益者の状況〔信託法第62条第8項〕）等に照らし、必要があると認めるときは、 <u>裁判所は、利害関係人の申立てにより</u> 、新受託者を選任可能	委託者の状況（信託管理人が現に存する場合には、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況）に照らし、必要があると認めるときは、 <u>裁判所は、利害関係人の申立てにより</u> 、新受託者を選任可能（信託法第261条による読替えがある。）	<u>主務官庁は、職権又は利害関係人の申立てにより</u> 、新受託者を選任可能（公益信託法第8条）

別表3【信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任】

	信託法上の根拠規定	受益者の定めのある信託	目的信託	公益信託
信託管理人の辞任	第128条第2項、第57条第1項本文	委託者及び受益者の同意を得て、辞任可能 ※委託者が現に存しない場合は適用されない（信託法第57条第6項）。	辞任希望者以外の他の信託管理人が現に存する場合には、委託者及び他の信託管理人の同意を得て辞任可能と考えられる（信託法第261条による読替えをした上で、辞任希望者以外の他の信託管理人が存在しない場合、辞任希望者が自らの辞任に合意する仕組みは不適切であることから、上記のように考えられる。）	不明（公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。）
	第128条第2項、第57条第1項ただし書	信託行為に定められた方法により、辞任可能	信託行為に定められた方法により、辞任可能	不明（公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。）
	第128条第2項、第57条第2項	やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任可能	やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任可能	やむを得ない事由がある場合に限り、主務官庁の許可を得て辞任可能（公益信託法第8条）
信託管理人の解任	第128条第2項、第58条第1項	委託者及び受益者の合意により、いつでも解任可能 ※委託者が現に存しない場合は適用されない（信託法第58条第8項）。	解任対象者以外の他の信託管理人が現に存する場合には、委託者及び他の信託管理人の合意により解任可能（信託法第261条による読替えをした上で、解任対象者以外の他の信託管理人が現に存しない場合、解任対象者が自らの解任に合意する仕組みは不適切と考えられることに基づく。）	不明（公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。）
	第128条第2項、第58条第3項	信託行為に定められた方法により、解任可能	信託行為に定められた方法により、解任可能	不明（公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。）
	第128条第2項、第58条第4項	信託管理人が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は受益者は裁判所に対して解任申立てが可能	信託管理人が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は他の信託管理人は裁判所に対して解任申立てが可能（信託法第58条第1項と同様に、信託法第261条による読替えがあるものと解される。）	信託管理人が任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと等の重要な事由があるときは、委託者又は他の信託管理人は主務官庁に対して解任申立てが可能。また、上記の事由があるときは、主務官庁は、職権による解任も可能（公益信託法第8条）
新信託管理人の選任	第129条第1項、第62条第1項	信託行為に新信託管理人の選任についての定めがあるときはそれにより、上記定めがないか、信託行為で指定された者が受任しないとき等は、委託者及び受益者の合意により（委託者が現に存しない場合には、受益者が単独で〔信託法第62条第8項〕）、新信託管理人を選任可能	信託行為に新信託管理人の選任に関する定めがあるときはそれにより、上記定めがないか、信託行為で指定された者が受任しないとき等は、委託者及び他の信託管理人の合意により（委託者が現に存しない場合には、他の信託管理人が単独で）、新信託管理人を選任可能と考えられる（信託法第261条による読替えをした上で、新選任される信託管理人以外の信託管理人が存在しない場合、新信託管理人として選任される者が自らを選任することとなり不適切であることから、上記のように考えられる。）	不明（公益信託法第8条があることから、公益信託に目的信託の規律は適用されないという解釈があり得る。他方、目的信託の規律を排除する規定がないことから、公益信託にも目的信託の規律が適用されるという解釈もあり得る。）
	第129条第1項、第62条第4項	委託者及び受益者の合意に係る協議の状況（委託者が現に存しない場合には受益者の状況〔信託法第62条第8項〕）等に照らし、必要があるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任可能	委託者の状況（新選任される信託管理人以外の信託管理人が現に存する場合には、委託者及び他の信託管理人の合意に係る協議の状況）等に照らし、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任可能と考えられる（信託法第261条による読替えがある。）。	主務官庁は、職権又は利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任可能（公益信託法第8条）

別表4【公益財団法人及び公益信託の情報公開】

	公益財団法人		公益信託	
	該当する書類等	根拠条文	該当する書類等	根拠条文
作成義務のあるもの	①会計帳簿	法人法第199条、第120条第1項	①信託財産に係る帳簿その他の書類	信託法第37条第1項
	②成立の日における貸借対照表	法人法第199条、第123条第1項	②貸借対照表及び損益計算書	信託法第37条第2項
	③各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）			
	④各事業年度に係る事業報告	法人法第199条、第123条第2項	③毎信託事務年度の事業状況報告書	公益信託の引受けの許可及び監督に関する主務官庁規則（例えば、内閣府令であれば第4条第1号に規定）
	⑤上記③及び④の附属明細書			
	⑥当該事業年度の事業計画書	認定法第21条第1項	④毎信託事務年度の事業計画書	公益信託の引受けの許可及び監督に関する主務官庁規則（例えば、内閣府令であれば第3条第1項に規定）
	⑦当該事業年度の収支予算書		⑤毎信託事務年度の収支予算書	
	⑧当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	認定法第21条第1項、認定法施行規則第27条第3号		
	⑨財産目録		⑥毎信託事務年度末の財産目録	公益信託の引受けの許可及び監督に関する主務官庁規則（例えば、内閣府令であれば第4条第3号に規定）
	⑩役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名、住所を記載した名簿）	認定法第21条第2項		
	⑪報酬等の支給の基準を記載した書類			
	⑫キャッシュフロー計算書 ※注1	認定法第21条第2項、認定法施行規則第28条第1項第1号		
	⑬運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	認定法第21条第2項、認定法施行規則第28条第1項第2号		
		⑦毎信託事務年度の収支決算書	公益信託の引受けの許可及び監督に関する主務官庁規則（例えば、内閣府令であれば第4条第2号に規定）	
保存義務のあるもの	①会計帳簿	法人法第199条、第120条第2項	①信託財産に係る帳簿その他の書類	信託法第37条第4項、第1項
	②その事業に関する重要な資料	法人法第199条、第120条第2項	②信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類	信託法第37条第5項
	③各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）	法人法第199条、第123条第4項	③貸借対照表及び損益計算書	信託法第37条第6項、第2項
	④③の附属明細書	法人法第199条、第123条第4項		
公告義務のあるもの	貸借対照表（大規模一般財団法人にあっては貸借対照表及び損益計算書）	法人法第199条、第128条第1項	信託事務及び財産の状況	公益信託法第4条第2項
備置き義務のあるもの	①各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）			
	②各事業年度に係る事業報告	法人法第199条、第129条第1項		
	③①及び②の附属明細書			
	④当該事業年度の事業計画書	認定法第21条第1項		
	⑤当該事業年度の収支予算書			
	⑥当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	認定法第21条第1項、認定法施行規則第27条第3号		
	⑦財産目録	認定法第21条第2項		
	⑧役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名、住所を記載した名簿）	認定法第21条第2項		
	⑨報酬等の支給の基準を記載した書類			

別表4【公益財団法人及び公益信託の情報公開】

	公益財団法人		公益信託	
	該当する書類等	根拠条文	該当する書類等	根拠条文
備置き義務のあるもの	⑩キャッシュフロー計算書 ※注2	認定法第21条第2項、認定法施行規則第28条第1項第1号		
	⑪運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	認定法第21条第2項、認定法施行規則第28条第1項第2号		
			①信託行為	公益信託の引受けの許可及び監督に関する主務官庁規則（例えば、内閣府令であれば第26条に規定）
			②委託者又はその相続人、受託者、信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、定款又は寄付行為）並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書	
			③許可、届出等に関する書類	
			④収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類	
		⑤資産及び負債の状況を示す書類		
		⑥運営委員会等の議事に関する書類		
公衆閲覧義務のあるもの	①当該事業年度の事業計画書	認定法第21条第4項、第1項		
	②当該事業年度の収支予算書			
	③当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類	認定法第21条第4項、第1項、認定法施行規則第27条第3号		
	④財産目録			
	⑤役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名、住所を記載した名簿）	認定法第21条第4項、第2項		
	⑥報酬等の支給の基準を記載した書類			
	⑦キャッシュフロー計算書 ※注2	認定法第21条第4項、第2項、認定法施行規則第28条第1項第1号		
	⑧運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	認定法第21条第4項、第2項、認定法施行規則第28条第1項第2号		
	⑨定款	認定法第21条第4項		
	⑩各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）	認定法第21条第4項、法人法第129条第1項、第123条第2項		
	⑪各事業年度に係る事業報告	認定法第21条第4項、法人法第129条第1項		
	⑫⑩及び⑪の附属明細書	認定法第21条第4項、法人法第129条第1項		
行政庁への提出義務があるもの	公衆閲覧義務のある①～⑫の各書類のうち、⑨定款を除いたもの	認定法第22条、第21条第4項	①毎信託事務年度の事業計画書	公益信託の引受けの許可及び監督に関する主務官庁規則により規定されている（例えば、内閣府令であれば第3条及び第4条に規定）
			②毎信託事務年度の収支予算書	
			③各信託事務年度の事業状況報告書	
			④各信託事務年度の収支計算書	
			⑤各信託事務年度末の財産目録	
行政庁による公開義務があるもの	公衆閲覧義務のある①～⑫の各書類のうち、⑨定款を除いたもの	認定法第22条、第21条第4項		

注記 注1：キャッシュフロー計算書の作成義務があるのは、認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。
注2：キャッシュフロー計算書の備置き及び公衆閲覧義務があるのは、公益財団法人がキャッシュフロー計算書を作成している場合又は認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

別表5【新たな公益信託の情報公開】

作成時期	作成書類（内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令参照）	同内閣府令	受託者における保存義務	受託者における公表（又は公告）義務（注）	行政庁等への提出義務	行政庁等における公表（又は公告）義務
信託設定時	信託設定趣意書	第1条第1号	○	△	○	△
	信託行為の内容を示す書類	第1条第2号	○	×	○	×
	信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類	第1条第3号	○	△	○	△
	委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄付行為）	第1条第4号	○	△	○	△
	信託管理人を置く場合には、信託管理人となるべき者の履歴書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）及び就任承諾書	第1条第5号	○	△	○	△
	運営委員会その他の当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会」という。）を置く場合には、その名称、構成員の数並びに構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書	第1条第6号	○	△	○	△
	引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度の事業計画書及び収支予算書	第1条第7号	○	△	○	△
	前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が特に必要と認める書類	第1条第8号	○	△	○	△
信託運営時	当該信託年度の事業計画書及び収支予算書	第3条第1項	○	○	○	○
	当該信託事務年度の事業状況報告書	第4条第1号	○	○	○	○
	当該信託事務年度の収支決算書	第4条第2号	○	○	○	○
	当該信託事務年度末の財産目録	第4条第3号	○	○	○	○
	（前信託事務年度の信託事務及び信託財産に属する財産の状況の公告）	第5条	○	○	○	○
	信託行為	第26条第1号	○	×	○	×
	委託者又はその相続人、受託者及び信託管理人の履歴書（これらの者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為）並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書	第26条第2号	○	△	○	△
	許可、届出等に関する書類	第26条第3号	○	△	○	△
	収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類	第26条第4号	○	△	○	△
	資産及び負債の状況を示す書類	第26条第5号	○	△	○	△
運営委員会等の議事に関する書類	第26条第6号	○	△	○	△	
信託終了時	信託事務の最終計算書及び付属書類	第28条第1号	○	△	○	△
	残余財産の処分に関する書類	第28条第2号	○	△	○	△

（注）公告の方法としては、①官報に掲載する方法、②日刊新聞紙に掲載する方法、③電子公告による方法（一般法人施行規則第96条）、④不特定多数の者が情報を認識できる状態に置く措置として法務省令で定める方法（同規則第88条第1項）があり得る（一般法人法第331条参照）。